

議会報告 第29号



(ホームページもご覧下さい <http://www.ojima-shinichi.com/>
筑西市下野殿 801-1 TEL 0296 (24) 8951

市議会議員 小島 信一

明政会

6月定例会より 報告 (30年第2回定例会)

30年7月5日発行



備品入札 3案

西部メディカルセンターのエントランス、外来待合室、診察室、病室、医局、図書室等の備品を整備する入札が3件に分離されて行われました。落札金額は5800万円、4300万円、4200万円。落札率は93%、95%、95%。13社による指名入札、取り下り（とりおり）方式。院内ネットワーク入札1案—こちらは一般競争入札落札金額3800万円。落札率89%

—着々と進む病院整備—



市議による工事現場視察

5月31日、市議会議員が現場を視察し工事の進捗の説明を受けました。



—西部メディカル関連議案—

・県西総合病院の解散

解散、それに伴う財産処分（債務負担）、承継事務を筑西市と桜川市の双方で議会議決が必要。最終的に債務清算の負担割合が筑西市—2、 桜川—8で決定した。

債務生産額は総額で約6億円。

・筑西市民病院は「筑西診療所」と命名

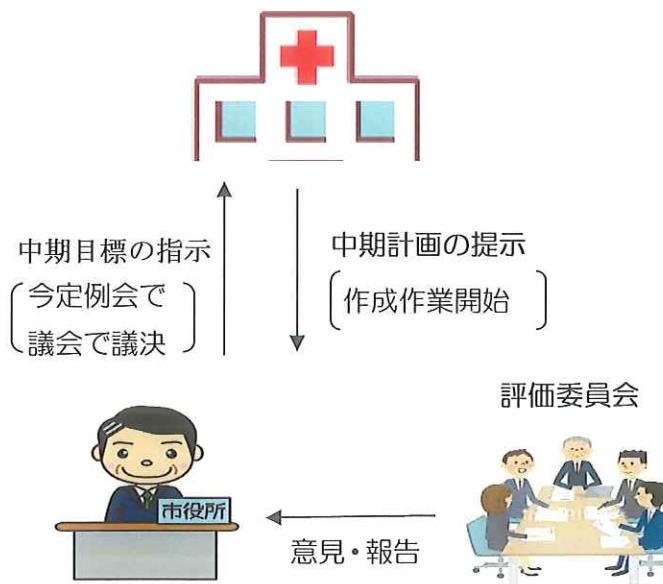
これまでの市民病院は10月1日を以て閉院となり、その後の運営は、診療所として西部医療機構が行う。それに伴い土地、建物、備品は全て西部医療機構が引き継ぐ。

（所有権移転を伴う）

・西部メディカルに対する中期目標を議決

筑西市が西部メディカルに対する重要な作用である中期目標の提示がある。これに対し、西部メディカルは中期計画を作成し市に承認を求ることになる。

西部メディカル



<p>——補正予算の概要——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イネ縞葉枯病対策助成金 675万円 ・板谷波山記念館整備（寄贈品展示）420万円 ・嘱託職員3人雇用 630万円 ・多目的運動場調査委託料 500万円 <p>——定例会の話題——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明野中学校プール整備工事入札 3億6千万円 落札者—田中・マルイJV 落札率97% ・市民病院の土地・建物を西部医療機構に移転。 新名称は「筑西診療所」 ・市有土地（遊休）の売却により4千万円の収入 昨年度末に遊休地5か所（計12000m²）を売却 ・中期目標作成。議会は可決 筑西市が西部（医療機構）メディカルに対し中期目標を指示し、これに対し医療機構が中期計画を作成することが法定されている。 ・ことぶき荘が民営化 老人ホームことぶき荘が民間事業者に売却決定。 	<p>民間事業者をプロポーザル方式による公募し、2社の応募から「ひまわり葵福祉会」を選定 建物無償、土地価格3100万円（役8000m²）</p> <p>・協和保育所が民営化 平成30年3月に譲渡業者を公募。4月に1次審査 5月に2次審査を経て「睦福祉会」を選定 建物無償、土地は賃貸借（賃料・年額216万円） (土地面積約7500m²) 事業者は認定こども園を予定——</p> <p>協和幼稚園は廃園に向かうでしょう。</p> <p>・医療福祉費と、はぐくみ医療費支給制度の条例改正 これまで県が15歳までの子供の入院費を負担したものを18歳まで拡充。これに伴い市の負担部分の改正がありますが、市民負担は変わりません。</p> <p>——採択された請願——</p> <p>主要農作物種子法の復活を求める請願 米・麦・大豆の種子の品種改良・生産を民間に開放するため今年の3月に廃止された種子法です。</p>
---	---

議案質疑・一般質問



<p>○ 議案質疑。・筑西市民病院の承継について</p> <p>小島質問：現計画では全敷地、全建物を西部医療機構所有とするものだが、入院機能がなく常勤医師が2名の診療所に市民病院の跡地約3ha すべて譲渡する必要はないのではないか。</p> <p>部長答弁：此度の枠組みは、移行型地方独法を設立するもので、筑西市民病院そのものが西部医療機構に移行します。（法66条）また、法6条に「地方独法はその必要な資金その他財産的基礎を有しなければならない」とあり、現在の市民病院の業務にかかる権利義務をそのまま承継させる必要があります。</p>	<p>小島：市民病院跡地は、玉戸駅に近く玉戸地区的経済発展、商業振興に貴重な財産となるもの。何年か後、10年か20年か分かりませんが、この診療所の機能・規模に合った建物に建て替えることになるでしょう。その時、診療所敷地は現在ほど必要としないはず。その時点で民間事業用地として利用が可能なような形態はとれないか。</p> <p>部長：法6条及び42条の2に「業務の見直し、社会情勢の変化により、不要となった財産は設立団体に返納する」というものがある。つまり法人の運営に不要となった財産があれば、筑西市へ協議の上返納される。</p>
---	--

<p>○一般質問。・工業団地の誘致について</p> <p>小島質問：筑西市では既存の工業団地は完売状態、企業誘致を推進するには新たな工業団地が必要です。県や県開発公社に造成要請をしているのですか？</p> <p>部長答弁：筑西市は開発公社がなく、単独で造成は困難。茨城県開発公社と連携し支援を得ながら進める必要があり、現在積極的に要請している。</p> <p>質問：県開発公社に要請する場合、場所に対する要望はしているのか。</p> <p>答弁：工業団地の位置につきましては総合計画及び都市</p>	<p>計画マスタープランに明示している産業拠点として位置付けられている区域を中心に要望している。</p> <p>質問：市全体の中での工業団地の配置は重要で、これまで市街地からの分離が中心発想。しかしこれからは別のファクタつまり、市全体の産業力、経済力を演出する効果あるいは物流、工場、商業地が連動して経済のダイナミズムを醸し出す効果を期待した配置が必要では？</p> <p>市長答弁：その通りです。今後はそういったファクターを取り入れる方向で行きたい。</p> <p>現マスタープランの改正も進めなければなりません。</p>
---	--